

海外経済要録

米州諸国

◇米国、公定歩合および支払準備率の一部を引き上げ

1. 連邦準備制度理事会は、4月3日、公定歩合を0.5%引き上げ(5.5→6.0%)、翌4日から実施するという11地区連銀(ボストン連銀を除く)の決定を承認するとともに、要求預金の支払準備率を4月17日に始まる準備週から0.5%引き上げる旨発表した(なお、ボストン連銀も4月8日から公定歩合の同幅引き上げを実施)。

要求預金の新支払準備率は次のとおり。

対象預金	準備市銀行	地方銀行
1行当り5百万ドル以下の部分	17.0%	12.5%
1行当り5百万ドル超の部分	17.5	13.0

2. 新公定歩合は、1920年6月~21年4月初め(7%)および1921年5~10月(6.5%と6%)が地区連銀により併存)に次ぐ高水準となった(なお1929年8~10月にニューヨーク連銀のみ6%となつたことがある)。

また支払準備率引き上げに関する連邦準備制度当局の発表によれば、その適用対象銀行は約6,000行で、積増し所要額合計は6.5億ドル(準備市銀行3.75億ドル、その他銀行2.75億ドル)である。

◇米国、金利平衡税率の引下げおよび対外投融資規制の一部緩和を実施

ニクソン大統領は、4月4日、国際収支に関する特別声明のなかで金利平衡税率の引下げおよび対外投融資規制の一部緩和を発表した。同声明には、上記措置のほか①輸出振興のための適切な国内施策により、1973年までに年間輸出額を500億ドルにする、②各国の貿易上の差別撤廃の促進、③防衛関係費の各國への肩代わり、④外国人誘致による旅行収支の改善、⑤対米投資促進のための税制等の改正、⑥SDRの発動促進、などの項目も含まれているが、これらについては、まだ検討または交渉中の段階で、具体的な内容は明らかにされていない。

(1) 金利平衡税率の引下げ

金利平衡税率を、株式については現行の18.75%から11.25%に、その他証券については平均実効税率で現行の年率1.25%から同0.75%にそれぞれ引き下げ、4

月5日から実施する。なお、その他証券の期間別税率は次表のとおり。

債務証書に対する金利平衡税適用税率一覧

満期までの残存期間	新税率	旧税率
1年以上	0.79%	1.31%
1年3か月以上	0.98%	1.63%
1年6ヶ月	1.13%	1.88%
1年9ヶ月	1.39%	2.31%
2年3ヶ月	1.73%	2.88%
2年9ヶ月	2.06%	3.44%
3年6ヶ月	2.66%	4.44%
4年6ヶ月	3.26%	5.44%
5年6ヶ月	3.83%	6.38%
6年6ヶ月	4.35%	7.25%
7年6ヶ月	4.88%	8.13%
8年6ヶ月	5.33%	8.88%
9年6ヶ月	5.78%	9.63%
10年6ヶ月	6.23%	10.38%
11年6ヶ月	6.83%	11.38%
13年6ヶ月	7.73%	12.88%
16年6ヶ月	8.51%	14.19%
18年6ヶ月	9.19%	15.31%
21年6ヶ月	9.79%	16.31%
23年6ヶ月	10.31%	17.19%
26年6ヶ月	10.76%	17.94%
28年6ヶ月	11.25%	18.75%

(2) 米国企業の対外直接投資規制の一部緩和

対外直接投資規制の一部緩和を本年1月1日にさかのばって実施する。すなわち、現在、昨年の規制方法により地域別に算出した金額または昨年中の地域別投資収益の20%のいずれかを、本年の投資限度として選択することができるようになっているが、上記20%を30%に引き上げる。また本規制の適用を免除される企業の範囲を、現行の年間投資額200千ドル以内のものから、1,000千ドル以内のものに拡大する。

(3) 金融機関対外貸出ガイドラインの一部緩和

連邦準備制度理事会は4月4日、昨年末発表した本年の金融機関対外貸出ガイドライン(1月号「要録」参照)に次のような改正を加え即日実施する旨発表した。これは、米国の輸出金融にいっそうの弾力性を与える、あわせて対外貸出残高が比較的少ない銀行が現行規制上不利となっていたのを是正するためである。

イ. 銀行の対外貸出については、現在、原則として64年末残高の103%を限度とすることになっているが、これを現行限度額または昨年末の総資産の

1.5%相当額のうちいずれかを選択できることとする(これにより限度額は約4億ドル増加し、約101億ドルとなる)。

ロ. 銀行以外の金融機関の対外資産限度額を、現行の67年末残高の95%から100%に引き上げる(これにより40百万ドルの枠増加)。

なおプリンマー理事は、昨年末における銀行の対外貸出枠余裕は475百万ドルであったが、今次緩和措置により875百万ドルに増加すると述べた。

◆米国、1970年度新予算案および税制改革案を発表

1. ニクソン大統領は4月12日、1970年度新予算案(1969年7月～70年6月)を発表した。これは、ジョンソン前大統領が1月中旬に提出した予算案を修正したものであるが、ニクソン大統領は「本予算のねらいは、なによりも明確にインフレーション抑制に対する政府の態度を示すことにある」と説明している。その要点は次のとおり。

(1) 岁入面では、あとに述べる税制改革案を織り込み、ジョンソン予算と同額の1,987億ドル(前年度予算比6.8%増)を確保する。

(2) 岁出面では、ジョンソン予算(1,953億ドル)を24億ドル削減して1,929億ドル(前年度予算比5%増)とする。

なおニクソン大統領は、ジョンソン予算には国債利子負担等に関する過小見積り約16億ドルがあったので実質削減額は40億ドルであるとし、そのおもな内訳は、国防費(11億ドル)、対外援助費等(1.9億ドル)および核・宇宙関係費(2.5億ドル)の削減と社会保障費の増加幅縮小(10億ドル)などであると説明している。

(3) この結果、黒字幅はジョンソン予算の34億ドルから58億ドルに拡大し、1951年度予算(76億ドルの黒字)以来過去18年間の最高となる。

2. 上記新予算案と関連して、ニクソン大統領は4月21日、広範な税制改革案を議会に提出した。そのうち注目される点は次のとおり。

(1) 7%投資免税制度を4月21日限り廃止する(注)。

(2) 10%の所得税付加税については、期間はさきに提案したように明年6月末まで延長するが、税率は明年1月以降5%に引き下げる。

なお、上記(1)による増収分(約25億ドル)は(2)によりほぼ相殺され、70年度の歳入見積りに大きな変化はない。

(3) 所得税の低所得者控除を拡大し、高所得者に対する実効税率を引き上げる(後者については各種の租税優遇措置を受けた結果、実際に納める税金の全所得に対

する比率が本来の税率の50%以下に下がらないようにするいわゆる minimum income tax 制度を採り入れる)。

(注) 7%投資免税(investment tax credit)は、ケネディ政権発足当初の1962年10月、景気振興を目的とする減税計画の第一弾として打ち出されたものである。同措置は1966年10月、景気過熱に対処するため一時停止されたが、翌年3月復活されていた。

◆カナダ、特許銀行の第2線準備率を引上げ

カナダ銀行は、4月11日、特許銀行の第2線準備保有率を、6月以降7%から8%に引き上げる旨を発表した(第2線準備はTB、コール・ローンなどから成る)。

今回の措置は、3月3日の公定歩合引上げ(4月号「要録」参照)に続くインフレ抑制強化策であるが、発効が6月であること、準備率の実績が3月末現在9.4%と新保有率をかなり上回っていることなどから推して、銀行の今後の貸出態度に対する警告という色彩が強いとみられている。

欧洲諸国

◆英国、1969年度緊縮予算案を発表

英国政府は4月15日、1969年度(1969年4月～70年3月)予算案を発表した。今次予算案は、前年度ほどではないとはいえ、さらに一段の増税(ネット2.7億ポンド、前年度当初予算同7.8億ポンド)を含む緊縮的性格のものである。また企業増税と低所得層の税負担軽減の組合せなどに、明年に総選挙を控えた労働党政権の苦心のあとがうかがわれるほか、契約貯蓄制度という新しい貯蓄奨励措置も打ち出されている。

今次予算案の概要次のとおり。

1. 予算規模(第1、2表参照)

経常歳入(150億ポンド)の前年度実績見込み比増加率は12.3%と、経常歳出(125億ポンド)のそれ(8.1%)を上回り、このため経常収支じり黒字幅は25億ポンドと、前年度実績見込み(同17億ポンド)に比し大幅に拡大した。

国家貸付基金では、上記経常収支じり黒字額の線入れを主因に、受取り(38億ポンド)が前年度実績見込み(31億ポンド)を大きく上回ったため、支払が貸付増を主因に2億ポンド増加したものの収支じり黒字幅は8億ポンドと、前年度実績見込みを約5億ポンド上回った。

2. 主要政策措置

(1) 増税関係(第3表参照)

イ. 法人税の引上げ(42.5→45.0%)。

ロ. 選択的雇用税(Selective Employment Tax)の引

(第1表) 統合基金の予算内容

(単位・百万ポンド)

	1968年度予算 (a)当初予算 (b)実績見込み	1969年度 予算(c)	増減率(%) (c)/(a) (c)/(b)			
				15,008	16.6	12.3 (15.2)
経常歳入(A)	12,875	13,363				
うち租税	12,475	12,888	14,464	15.9	12.2 (15.8)	
経常歳出(B)	11,489	11,615	12,551	9.2	8.1 (5.6)	
うち国防費	2,271	2,232	2,266	- 0.2	1.5 (0.5)	
民生費	9,218	9,383	10,285	11.6	9.6 (6.9)	
統合基金収支じり(A)-(B)	1,386	1,748	2,457			

(注) 増減率のカッコ内は、1968年度当初予算の対前年度実績見込み比増加率。

上げ(男子については週37.5→48シリング、本年7月7日以降実施)。

ハ. ガソリン税、酒税(ワイン消費税等)、とばく税(ピング等)、購買税(家庭用繊維、紙ナフキン、ポテトチップ等)など間接税の引上げ。

ニ. 所得税、法人税等に対する延滞課徴税率の引上げ(4→6%)。

ホ. 個人の銀行借入金利に対する損金算入の廃止。

(2) 課税調整等

イ. 所得税の基礎控除限度の引上げ(独身者、妻220→255ポンド、既婚者340→375ポンド)。

ロ. 長期国債の資本利得税(Capital Gain Tax^(注))免除。

(注) 資本利得税(1965年5月導入)は、個人の主たる住居等を除くすべての資産の売却から生ずる利益に対して課せられる。本税率は資産保有期間によって異なり、1年以内の場合は通常の所得税に

(第2表) 国家貸付基金の予算内容

よる総合課税が行なわれ、1年超の場合は分離して30%の税率が課せられる。今次措置によって一般投資家の長期国債投資意欲が喚起され、この面から最近の長期国債利回りの高騰を防止する効果があると期待されている。

ハ. 相続税控除限度の引上げ。

ニ. 老齢年金給付金の引上げ。

(第3表) 増税および減税の主要内容

(△印は減税、単位・百万ポンド)

	1969年度	平年度
所得税	△ 6	0
(うち課税控除限度引上げ等による減税額)	(△ 13)	(△ 25)
法人税	75	120
資本利得税	△ 4	△ 10
相続税	(△ 5)	2
間接税	89	119
うち(ガソリン税) (酒税) (とばく税) (購買税)	(44) (10) (9) (26)	(45) (10) (12) (52)
選択的雇用税	123	130
(徴収額) (還付額)	(313) (190)	(453) (323)
その他とも合計	272	—

(3) 貯蓄奨励策

イ. 第12回 National Savings Certificates^(注)の保有限度引上げ(4月18日以降1,000→1,500ポンド)、信託貯蓄銀行と郵便貯蓄銀行に対する預金の預入限度引上げ(7月1日以降5,000→10,000ポンド)。

(注) 1916年2月第1回発行。取得利子は非課税扱いであり、発行のつど1人当り保有限度が定められる。

ロ. 本年4月28日以降新規に発行されるBritish Saving Bondsの表面金利を7%(従来6%)に引上げ。

ハ. 契約貯蓄制度(Contractual Savings Scheme)の新設。16才以上の者は月額10ポンドを限度に給料天引きの預金をすることができ、これを5年以上継続した場合にはプレミアム(免税)が付される。たとえば、月額1ポンドを5年間積み立て、60ポンドに達した場

(第2表) 国家貸付基金の予算内容

(単位・百万ポンド)

受取	1968年度実績見込み	1969年度当初予算	前年度比増加率(%)	支払	1968年度実績見込み	1969年度当初予算	前年度比増加率(%)
					国債利子等支 貸付 (対国有企业) (対地方公共 団体等)		
貸付利子収入 および英蘭銀行発行部 納付金等	1,354	1,368	1.0	1,354	1,368	1.0	
統合基金黒字額の繰入れ	1,748	2,457	40.6	1,423	1,631	14.6	
合計(A)	3,102	3,825	23.3	(725)	(839)	(15.7)	
				(698)	(792)	(13.5)	
合計(B)	2,777	2,999	8.0				
	収支じり (A)-(B)	325*	826				

(注) *印は、当初予算では358百万ポンドの赤字。

合は12ポンド、さらに2年間据え置いた場合にはさらに12ポンドのプレミアムが加算される。なお、本制度は本年10月実施の予定。

3. その他

ジェンキンズ蔵相が予算演説において明らかにしたその他の主要施策運営方針は次のとおり。

(1) 所得政策関係

- イ. 政府は、物価・所得の引上げを最長12か月間延期できる現行政府権限(43年5月号「要録」参照)が失効する本年末以降については、最長延期期間を3か月に短縮する(具体的には本年後半に労働組合会議および英国産業連盟と協議のうえ決定されよう)。
- ロ. 労使関係調整法(山猫ストなどに対する政府の延期指示権限の付与などを織り込んだもの。2月号「要録」参照)を今国会会期中に可及的すみやかに成立させる。

(2) 金融政策関係

ロンドン手形交換所加盟銀行の4月の規制対象貸出が、昨年11月に示した規制強化ライン(注)に近づく動きを示さなかつたことが判明した場合には、政府はただちに規制強化措置を検討する用意がある。

(注) 年利5.5%の固定金利による中期輸出貸出と、これと同一金利の造船関連貸出とを除く対民間および海外向け貸出の季節調整済み残高を、1967年11月央の水準の98%以下に削減せらるもの(43年12月号「要録」参照)。

(3) 対外証券投資規制の緩和

個人を除く居住者の非スターリング諸国向け証券投資に対する自主規制措置(機関投資家等は1966年5月3日の残高をこえて外貨建証券を保有してはならないというもの、1966年5月制定)を廃止する。

なお、スターリング地域のうちオーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、アイルランドの4か国に対して従来行なわれていた、証券投資および直接投資についての自主規制措置は引き続き存続される。

◆西ドイツ、公定歩合および売りオペレートを引上げ

1. ブンデスバンクは、4月17日の理事会(シュトラウス蔵相、経済省次官も出席)において以下の措置を決定し、いずれも翌18日から実施することとした。

- (1) 公定割引歩合を1%引き上げること(3.0→4.0%)。
- (2) 債券担保貸付金利を1%引き上げること(4.0→5.0%)。
- (3) 政府短期証券の売却レートを大蔵省証券および食糧証券につき1%、割引国庫証券につき%~1%それぞれ引き上げること(次表参照)。なお、本件オペレーションは1967年6月以降現在に至るまで停止中である)。

ブンデスバンクの売りオペレート

(単位・%)

	新レート	旧レート
大蔵省証券 30~59日もの	3%	2%
60~90日々	3%	2%
割引国庫証券 6か月もの	4%	3%
1年々	4%	3%
1年半々	4%	3%
2年々	4%	4%
食糧証券 30~59日もの	3%	2%
60~90日々	3%	2%

2. 今次公定割引歩合および貸付利子歩合の引上げに関するブンデスバンクのコメントは次のとおり。

「ブンデスバンクは、最近における受注残高の累増、納期の長期化、労働力不足の増大など国内景気の過熱化にかんがみ、今回の措置を探った。これは、物価安定のためにさる3月18日決定された政府の財政政策措置を支援するものである。

今次措置は、最近数か月間海外金利が統騰した結果、金融政策を行使する余地が拡大したという事情を利用したものである。ブンデスバンクとしては、今次措置によって現在多額に上っている長期資本輸出が、長期的にみて経常収支の黒字を相殺するに必要な額以下に落ち込むとは考えていない。また、国内金利上昇によって海外からの資金需要が減少することもありうるが、そうなれば国内金利の上昇を一定程度にとどめるのに寄与すると考える。」

なお、西ドイツの公定歩合は1967年5月以降3.0%に据え置かれてきており、今回は約2年ぶりの引上げである。

◆西ドイツ、非居住者預金に対する特別準備率を継続実施

ブンデスバンクは4月17日の理事会で、非居住者預金に対する特別準備率を5月1日から廃止することを決定していたが、4月28日、右決定を撤回し、基準時を4月15日に変更(注)のうえ本制度を継続する旨発表した。

本件特別準備率は昨年11月のマルク、フラン危機の際、西ドイツへの短資流入を防止する目的で導入されたが、その後危機に際して流入した短資が流出し実質的な意味がなくなったため廃止されることになっていた。しかしながら、ドゴール・フランス大統領が国民投票に破れて

退陣したのを契機に再び西ドイツへの短資流入が増大しはじめたので、急拠本制度を継続実施することとしたものである。

(注) 従来、非居住者預金残高のうち、昨年11月15日または本年1月15日の残高のいずれか高いほうをとえる部分について、準備率を100%としていたが(43年12月号および本年3月号「要録」参照)、今回この基準を4月15日の残高に変更。

◇フランス銀行の総裁交替

フランス政府は4月8日、フランス銀行のブリュネ(Jacques Brunet)総裁の退任を認め、後任としてウォルムセール(Olivier Wormser)氏を任命する旨決定した。

新総裁ウォルムセール氏は、1913年5月29日生まれ、l'Ecole Libre des Sciences Politiquesを卒業後外務省にはいり、同省経済局長、駐ソ大使などを経て、昨年11月以降、クーパードミュルビル首相の要請により金融市場改革に関する特別委員会の委員に就任していた。

なお、1960年1月21日以来9年余にわたって総裁を勤めたブリュネ氏には名誉総裁(Gouverneur honoraire de la Banque de France)の称号が贈られた。

◇イタリア、1968年の国民経済計算を発表

イタリア政府は3月29日、1968年の国民経済計算を発表した。実質G N P成長率は5.7%(名目7.3%)と、政府の経済5ヵ年計画(1966~70年)の成長率目標ならびに9月末の政府見通し(いずれも5.0%)を上回ったが、①今回から国民所得の推計方法が一部改訂された結果、成長率が高めに算出されていること、②前年実績(推計方法改訂後6.4%)を下回っていること、などから、昨年のイタリア経済は若干伸び悩んだものとみられている。

- (1) 需要要因別では、輸出が西ドイツ、米国向けを中心に+15.4%と著伸し、公共投資も財政支出の促進などから+9.3%の伸びとなった反面、民間設備投資は年央の景気振興策実施にもかかわらず+5.8%と、前年(+13.2%)に比べて顕著な伸び悩みを示したほか、民間消費も+4.3%と不振が目だった(前年7.3%)。
- (2) 生産部門別にみると、工業生産が輸出好調などにささえられて+8.1%と好伸、建設、サービスもそれぞれ7%をこえる順調な伸びをみせたが、農業生産は、前年を4.2%下回った。
- (3) この間、物価は安定し、G N Pデフレーターは1.5%の上昇にとどまった(前年+2.7%)。

◇イタリア、資本流出規制措置を実施

1. イタリア当局は、海外金利高騰に伴う資本流出に対処し、3月下旬以降次のような一連の措置を実施した。

イタリアの1968年の国民経済計算

(名目、単位・十億リラ)

	1967年	1968年	前年比増加率 (実質・%)	
			1967/1966	1968/1967
1. 消費	33,998 (78.1)	36,053 (77.1)	6.5	4.2
個人消費	28,218 (64.8)	29,740 (63.6)	7.3	4.3
公共消費	5,780 (13.3)	6,313 (13.5)	2.8	4.1
2. 固定資本形成	8,233 (18.9)	9,045 (19.4)	10.5	7.4
民間設備投資	4,391 (10.1)	4,740 (10.2)	13.2	5.8
公共投資	3,842 (8.8)	4,305 (9.2)	7.4	9.3
3. 在庫変動	550 (1.3)	185 (0.4)		
4. 経常対外余剰	772 (1.8)	1,458 (3.1)		
輸出(サービスを含む)	7,965 (18.3)	9,136 (19.5)	6.2	15.4
輸入(サービスを含む)	7,193 (△ 16.5)	7,678 (△ 16.4)	12.6	7.3
5. 国民総生産	43,553 (1.2+3.3+4.)	46,741 (100.0)	6.4	5.7

(注) カッコ内は構成比(%)。

資料: ISCO, Mondo Economico 4月5日号。

- (1) 商業銀行対外ポジションの規制(3月22日決定、24日から実施)

商業銀行は本年6月末日までに、短期対外ポジション(リラ建分をも含む)をスクエアにしなければならない(短期対外ポジションは2月末で約8億ドルの債権超であったといわれる)。

- (2) イタリア銀行の債券担保貸付金利(注)につき、利用ひん度に応じた金利加算制度を導入(決定および実施とも同前)

商業銀行がイタリア銀行の本貸付を利用する場合、第1回目は従来どおり公定歩合並みの3.5%の金利が適用されるが、その後6ヵ月以内における第2回目(更新を含む、以下同じ)の金利は0.5%高(4.0%)、第3回目は1.0%高(4.5%)、第4回目以降は1.5%高(5.0%)とする。

なお、公定歩合は3.5%に据え置かれた(1958年6月以降現行水準)。

- (3) 大蔵省証券発行レートの自由化(5月から実施の予定)

1年もの大蔵省証券(buoni ordinari del tesoro)の発行レートを、発行のつど市場の需給実勢に応じて

自由に変動させる。ただし、銀行が準備預金に充当するため購入する大蔵省証券の金利は、従来同様固定金利(現行3.75%)とする。

(4) 商業銀行の外債引受け・発行コンソーシアムへの参加を一時禁止(4月上旬以降)

ただし、当該コンソーシアムがイタリアに利害関係をもっている国際的企業の債券発行等に関するものである場合には、個々に審査のうえ許可されることとなっている。

2. 上記(1)、(2)の措置実施にあたってイタリア大蔵省が、「世界的高金利による資本流出に対処したもので、対外債権超過は正に伴う国内流動性の回復は経済成長の持続と債券投資の促進に役立つであろう」という趣旨のコミュニケを発表している点からもうかがわれるごとく、今次一連の措置の主たるねらいは国内流動性の収縮は正しいし防止にある。これは、昨年8月以来民間設備投資促進などをねらいとした景気振興策を長期的観点から実施中であり、かたがた先般の年金制度改正(3月号「要録」参照)もあって、財政資金需要が強いなどの国内情勢を背景とするものである。

(注) 本貸付(anticipazioni a scadenza fissa)の貸付期間は8日、15日または22日。市中銀行は日々の資金繰り上必要な場合には主として本貸付を利用しており、その金利はコール市場のない同国では事実上コール・レートに近いものと考えられている。昨年末現在の本貸付残高は約5,800億リラで、イタリア銀行の貸出総額の約22%。

◇オランダ、公定歩合を引上げ

オランダ銀行は4月8日、公定歩合を0.5%引き上げ(5.0→5.5%(戦後最高))、翌9日から実施することを決定した。今次引上げは昨年12月20日の引上げ(4.5→5.0%、1月号「要録」参照)に続くもので、海外金利の上昇および国内景気の過熱化傾向(とくに物価の高騰が顕著、次項「オランダ、物価凍結措置等を実施」参照)に対処して採られたものである。

◇オランダ、物価凍結措置等を実施

1. オランダ政府は4月8日、

年初来の顕著な物価上昇を抑制するため概要以下の措置を決定した。

(1) すべての財貨・サービス価格を本年3月14日現在の水準で凍結する。この水準をこえて価格を引き上げる場合には経済大臣の許可を要する。

(2) 本年3月14日現在の価格が、昨年10月1日現在の価格に付加価値税実施(1月1日)による租税増加分など正当な理由に基づく上昇分を加えた水準より高い場合には、妥当な水準まで引き下げる。

同国の生計費指数(1964年=100)は昨年秋口以降ジリ高傾向を示し、とくに更年後は付加価値税制(一般税率12%)への移行に伴う便乗値上げなどもあって、当局の予想(注)を上回る急テンポの上昇を示し、3月央には126.2と昨年12月央(120)比5.2%の高騰となった。

今次措置はこうした状況に対処し、あわせて昨年末來の金融・財政上の景気過熱防止策(1、2、3月号「要録」参照)をいっそう強化するために採られたものである。

(注) オランダ中央統計局は、3月上旬発表の本年の同國經濟見通しにおいて、本年の生計費上昇率を5%(前年4.2%)と見込んでいる。

オランダの主要経済指標

	1968年				1969年	
	第3四半期	10月	11月	12月	1月	2月
鉱工業生産*	145 (1963年=100)	147 (11.5)	149 (11.8)	153 (12.3)	149 (12.8)	149 (10.4)
○失業者数*	68 (千人)	64 (79)	55 (83)	49 (78)	48 (73)	49 (72)
小売売上高*	150 (1963年=100)	156 (6.4)	158 (9.8)	168 (8.2)	168 (13.5)	
賃金	163 (1963年=100)	164 (6.5)	165 (7.2)	165 (7.8)	169 (7.8)	169 (8.3)
卸売物価	117 (1963年=100)	118 (1.7)	118 (0.9)	118 (0.9)	118 (0.9)	
消費者物価	125 (1963年=100)	127 (3.3)	127 (4.1)	127 (4.1)	131 (4.1)	133 (6.5)
輸出(FOB)*	712 (月平均、百万ドル)	730 (15.9)	734 (16.4)	737 (14.9)	742 (20.6)	765 (9.4)
輸入(CIF)*	797 (月平均、百万ドル)	806 (15.0)	827 (13.8)	812 (11.4)	786 (11.1)	858 (0.9)
○貿易収支じり*	△84 (月平均、百万ドル)	△77 (△79)	△93 (△81)	△75 (△103)	△44 (△120)	△93 (△115)
○金・外貨準備高(I.M.F.ポジション)	2,471 (2,475)	2,443 (2,600)	2,402 (2,623)	2,463 (2,619)	2,376 (2,415)	2,401 (2,489)
G N P 実質成長率(%)	6.0(O E C D推定)					
コール・レート(翌日もの、%)	3.73	4.19	4.86	4.96	4.40	5.38

(注) 1. *印は季節調整済み。

2. カッコ内は前年同期(月)比(%)、ただし○印は実数。

資料: OECD; Main Economic Indicators, IFS 等。

2. 同時に政府は、民間設備投資を抑制するため税法上の優遇措置を撤廃した(従来は設備投資について2.5%の免税が認められていた。3月号「要録」参照)。

◇ベルギー、公定歩合を引上げ

ベルギー国民銀行は4月9日、全貸出金金利を一律0.5%引き上げ(公定割引歩合は5.0→5.5%)、翌10日から実施する旨発表した。今次引上げは昨年12月以来3回目のもので、新公定歩合は戦後最高の水準に達した。

本措置につき同行は、「最近における海外金利の上昇に対処するかたわら、国内経済のインフレ化を未然に防止するために採られたものである」と説明している。

ちなみに、同国では貿易収支が輸入の増加を主因に赤字に転じ(68年上期トントン、下期74百万ドルの赤字)、加えて海外金利上昇の影響による短資流出もあって、昨年11月以来、金・外貨準備の減少が続いている(68年11月~69年2月255百万ドル)。また昨年来の経済拡大の結果、このところ物価上昇のきざしが現われていると伝えられる。

ベルギー国民銀行の貸出金利の推移は次表のとおり。

ベルギー国民銀行貸出金利の推移

(単位・%)

	1968年		1969年		
	3/7	12/19	2/5	3/6	4/10
(1)割引					
銀行引受手形					
銀行を支払場所とするもの	3.75	4.50	→ 5.00	5.50	
〃しないもの	4.50	5.25	→ 5.75	6.25	
国民銀行認証の輸出貿易手形	3.25	4.00	(EEC向け4.5* その他向け4.0)	5.00	5.50
輸入	3.75	4.50	→ 5.00	5.50	
銀行引受のない手形					
銀行を支払場所とするもの	5.00	5.75	→ 6.25	6.75	
〃しないもの(promesses)	5.50	6.25	→ 7.00	7.50	
(2)貸付					
130日未満満期大蔵省証券担保	4.75	5.50	5.75	6.50	7.00
130~374日上記証券担保	5.00	5.75	6.00	6.75	7.25
その他の証券担保	5.50	6.25	→ 7.00	7.50	

(注) *印は1968年1月1日から引上げ。

行に対し、6月までにその対外ポジションの債権超過額を適当な水準(為替銀行ごとにそれぞれ定める)まで減少させるよう公式に通告した。

本措置は最近の海外高金利による短資流出に対処し、さる3月26日ベルギー国民銀行によって行なわれた対外ポジション指導の趣旨の徹底を図ったものであり、対外債権超の比較的大きな銀行に対して行なわれた。

◇デンマーク、公定歩合を引上げ

デンマーク国立銀行は3月28日、公定歩合を1%引き上げ(6.0→7.0%)、3月31日から実施することを決定した。

今次措置は、金・外貨準備がきわめて手薄い状況(注)にかんがみ、海外高金利により同国から短資が流出するのを防止することを主眼として採られたものである。国内経済面では物価も比較的落ちているなど、とくに引締め措置を必要とするような状況ではなく、むしろようやく台頭はじめた企業の設備投資意欲に悪影響の及ぶことが懸念されている。

(注) 金・外貨準備高(IMFポジションを含む)は年初来750百万ドル減少し、2月末374百万ドルと昨年の月平均輸入額の約1.4ヶ月分程度にすぎない。

デンマークの主要経済指標

	1968年			1969年
	10月	11月	12月	1月
農業生産*(1963年=100)	105 (-5.0)	98 (-10.1)	94 (-2.1)	96 (-12.8)
○失業者数*(千人)	45.2 (50.9)	38.5 (32.7)	39.0 (29.2)	32.3 (33.7)
賃金(1963年=100)
卸売物価(1963年=100)	115 (-1.8)	115 (-1.7)	116 (-2.7)	116 (-0.9)
消費者物価(1963年=100)	138 (-5.3)	139 (-4.5)	139 (-4.5)	139 (-4.5)
小売売上高*(1963年=100)	159 (-2.6)	161 (-11.8)	169 (-14.2)	
輸出(FOB)*(月平均、百万ドル)	212 (-1.4)	213 (0)	220 (-9.5)	237 (-19.1)
輸入(CIF)*(月平均、百万ドル)	275 (-2.2)	261 (-0.4)	307 (-20.4)	282 (-17.0)
○貿易収支じり*(月平均、百万ドル)	△63 (△62)	△48 (△49)	△86 (△54)	△45 (△42)
○金・外貨準備高(IMFポジションを含む、百万ドル)	409 (484)	433 (487)	449 (534)	389 (503)
G N P 実質成長率(%)	2.5~3.0(O E C D推定)			374 (524)

(注) 1. *印は季節調整済み。

2. カッコ内は前年同月比(%)、ただし○印は実数。

資料: OECD; Main Economic Indicators, IFS 等。

◇ベルギー、短資流出抑制措置を実施

ベルギー為替局は4月中旬、公認為替銀行90行中約30

◆南アフリカ、IMF資金を引出し

南アフリカは3月15日、IMFから66百万ドルの資金を引き出した。引出しはゴールド・トランシェおよびスーパー・ゴールド・トランシェによるものであり、引出し通貨は米ドル46百万ドル、カナダ・ドル、日本円各10百万ドルであったと伝えられる。

なお、米国財務省は、今回の南アによるIMF引出しに関し次のような異例のステートメントを発表した。

- (1) 米国は、南アの今次引出しおよび米ドルが引出し通貨として含められたことのいずれにも反対しなかった。米国は、ゴールド・トランシェの引出しは事実上自動的に認められるべきであるというIMFの政策を支持している。
- (2) しかし、国際収支の基調が強く、対外準備も増加している加盟国が、このような方法でIMFの資金を利用することについては、それがはたしてゴールド・トランシェの利用に関する従来の一般的了解、さらにはIMFの目的に合致するかどうかという問題を生ずるかもしれない。米国はこのような点に留意しつつ、本件引出しおよびその返済に関する今後の成り行きに注目していただきたい。

アジア諸国

◆1969年度対インドネシア債権国会議の開催

1969年度の対インドネシア援助額を決定する第6回インドネシア債権国会議は、4月14、15日、オランダのスケフェニンゲンにおいて、9債権国(ほか、IMF、世銀など国際機関が参加して開催された。

本会議においては、最近の同国経済の回復を好感して各国の援助態度も積極的で、昨年10月のパリ会議で協議された5億ドルの要請額はほぼ全額了承された模様である。総額5億ドルの内訳は食糧援助135百万ドル、非食糧援助365百万ドルと発表されたが、うち食糧援助額については今後同国の食糧事情の好転が持続する場合には再検討することとなるほか、非食糧援助(商品およびプロジェクト)については、わが国は米国とともに3分の1ずつを分担することとなっている。

主要債権国の分担額は次のとおり(単位・百万ドル)。

日本 120(注)、米国 208、オランダ 40、西ドイツ 27、豪州 21。

(注) 内訳(カッコ内は68年分)は、商品援助55(65)、プロジェクト援助55(40)、食糧援助10(5)である。

なお、68年分(総額110百万ドル)のうち、プロジェクト援助30百万ドルは未使用であるので、本年以降3年間に実行される予定。

今回の援助条件は、贈与ないし借款の形式をとっており、借款については年利3%、据置期間7年、償還期間25年のソフト・ローンとなっており、とくに西ドイツなど一部諸国はこれら条件を上回る好意的条件を提示したといわれている。

なお、本会議においては、同国の開発プロジェクトの実施促進が強調され、各債権国とも全面的な協力を約したが、わが国の長期の方針としても、インドネシア経済の安定化とともに商品援助をしだいに減らし、開発のためのプロジェクト援助および技術援助に重点を移行していくこととなっている。

◆第4回東南アジア開発閣僚会議の開催

第4回東南アジア開発閣僚会議は、日本、インドネシア、ラオス、フィリピン、マレーシア、シンガポール、タイ、南ベトナムの8か国(ほかにオブザーバーとしてカンボジア)の参加のもとに、4月3日から5日までバンコックにおいて開催された。

本会議では、参加国が、東南アジア地域の社会・経済開発に積極的に取り組み、とくにベトナム戦争終結後の地域開発方策について真剣に検討を進めていることを歓迎するとともに、アジア開銀の特別基金に対するわが国の拠出を高く評価した。さらに①東南アジア漁業開発センターに、新たに水産養殖部門を設けるための作業部会を設置すること、②貿易・観光・外国投資受入れを促進するため経済開発促進センターの設立につき協議すること、③公衆衛生向上に関するプロジェクト策定のための作業部会を設けること、④「1970年代の東南アジア経済の分析」を行なうため専門家チームを設け、次回の閣僚会議(明年、インドネシア)に具体的な報告を提出させること、などについて合意した。

◆アジア開発銀行第2回年次総会の開催

アジア開銀の第2回年次総会は、4月10日から12日までの3日間、加盟33か国(本年3月香港が加盟)のほか、イラン、フィジー、フランス、国連諸機関などオブザーバーの参加のもとにシドニーで開催された。

本会議において各國は、同行が発足後2年間に融資、技術援助、調査活動にかなりの実績をあげたことを高く評価し、特別基金に対する日本、カナダ、デンマークの拠出を歓迎し、①1968年度年次報告、②1968年度会計報告、③1969年度経費予算、④1968年度の利益処分、⑤払込資本金の一部(14百万ドル)の特別基金への組入れ、などをそれぞれ異議なく承認した。また、すでに理事会で承認済みの特別基金規程、職員の退職金規程および同行

の債券発行に関する債券規程が報告されたほか、理事数(従来、域内7名、域外3名)については、2年後の次回理事選挙期に2名(域内小国1名、域外國1名)増員することが決定された。

なお新総務会議長には韓国が選出され、第3回総会は明年ソウルで開催されることに非公式に内定した。

◇インド、1969年度の貿易政策を発表

インド政府は、3月31日、第4次5か年計画の初年度に当たる1969年度(本年4月～明年3月)の貿易政策を発表した。

すなわち、同政策では、①生産量の10%以上を輸出した企業に対し、所要原材料の輸入先選択権を与え、自由外貨を割り当てる輸出優遇措置を講ずる一方、②くつ、自動車部品、工作機械、繊維機械、化学中間財等316品目を輸入禁止品目に、また一部鉄鋼製品(バルブ等)、染料・塗料中間財等129品目を制限品目にそれぞれ追加するとともに、③ココナッツ油、大豆油、やし油、羊毛等16品目の輸入を国営貿易公社(STC)に取り扱わせることとなった。なお、上記輸入禁止・制限品目については、品目数としては小分類のため多数に上っているが、輸入全体に占める比率は僅少とされている。

- (1) 目下実施中の経済開発計画の進捗に伴う内需のわう盛と国際収支の悪化に対処して、現行の引締め態勢をいっそう強化したこと、
 - (2) 民間からの要望にこたえ、各種の統制措置(輸入保証金制度、ペソ貨持出し制限等)を緩和しない撤廃したかわりに金利引上げを断行し、同国の標榜する自由化の推進と金利機能の活用を図ったこと、
 - (3) 経済関係の密接な米国金利の上昇に伴い、民間資本の流出防止および流入促進を図ったこと、
- などがあげられている。

◇台湾、円借款実施計画は順調に進捗

台湾に対する円借款150百万ドル(1965年4月調印)は、本年3月に第4年度分(1969年4月26日～70年4月25日)の実施計画が確定し、これにより、次年度に約5百万ドルを残すのみとなった。

この円借款は、1965年に開始された台湾の第4次4か年計画に協力する目的で供与されたものであり、米国の経済援助が同年6月末に打ち切られたあとをカバーし、台湾の基幹産業の近代化と社会資本の充実に貢献したものとして高く評価されている。なお、同国は、本年から

円借款の年次別実施計画

(単位・千ドル)

プロジェクト	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	累計
曾文ダム建設	500	8,038	13,517	16,000	38,055
下達見発電所建設	2,980	2,500	771.5	—	6,251.5
送配電線建設	6,162	3,900	6,100	10,000	26,162
基隆港改修	620	817	—	—	1,437
高雄港改修	3,500	—	—	—	3,500
高雄第2港口築造	—	4,700	—	—	4,700
台北橋建設	1,400	—	—	—	1,400
電気通信設備改善	—	3,550	—	—	3,550
台湾糖業公司設備近代化	10,635	—	—	—	10,635
台湾肥料公司設備改善	2,612	2,230	—	—	4,842
クアンモニアプラント	8,500	—	—	—	8,500
ク尿素プラント	4,300	—	—	—	4,300
硫酸プラント	—	1,300	—	—	1,300
台湾鋁業公司設備改善	300	1,100	1,000	—	2,400
台湾機械公司設備改善	560	1,021	420	—	2,001
台湾造船公司設備拡張近代化	—	1,700	1,500	—	3,200
唐榮鉄工廠設備改善	2,972	—	—	4,200	7,172
銑鋼一貫工場建設	—	500	11,500	—	12,000
その他の	—	—	—	3,400	3,400
合計	45,041	31,356	34,808.5	33,600	144,805.5

◇フィリピン、公定歩合および預金利を引上げ

フィリピン中央銀行は、4月16日、公定歩合を現行の年7.5%から8.0%に引き上げた。これは、一昨年6月(4.75→6.0%)および昨年2月(6.0→7.5%)に次ぐ再々引上げで、この結果、同国の公定歩合は従来の最高となった。また、これと同時に商業銀行の預金利も次のように改訂された。

(旧)	(新)
貯蓄預金	最高年5.75% 6.0%
定期預金	
90日	〃 5.75% } 180日
180日	〃 6.0 % } 6.5%
270日	〃 6.25% } 360日
360日	〃 6.5 % } 7.0%

今回の引上げ措置の背景としては、

始まった第5次4か年計画の資金調達とからんで、新規円借款として300百万ドルの供与を要請している。

◆韓国の対日請求権資金第4年度分実施計画

「日韓請求権・経済協力協定」に基づく請求権資金500百万ドル(贈与300百万ドル、借款200百万ドル)の第

韓国の対日請求権資金第4年度分実施計画

(単位・千ドル)

区分	認証 計画額
無償贈与	50,615
プロジェクト用資本財	14,700
かんばつ対策事業用	(9,376)
水産事業用	(3,000)
畜産事業用	(1,500)
科学技術実験実習用	(824)
原資材(建設資材、繊維製品、化学製品)	16,000
その他の資本財(機械類)	4,000
日韓清算勘定債務相殺分	4,573
銀行手数料	20
予備費(運賃、保険料を含む)	707
前年度繰越分	10,615
長期低利借款	23,408
昭陽江ダム建設	7,504
高速道路建設	5,000
清州市上水道	900
仁川港開発	1,100
南海橋建設	2,188
市外電話拡張	1,436
太田鉄道工場建設	3,500
嶺東火力発電所設備	1,780
合計	74,023

4年度(1968年12月18日～69年12月17日)分実施計画はこのほど両国政府の合意を得て、贈与分は3月31日、借款分は4月8日それぞれ関係文書が交換され、発効をみた。

第4年度分の実施計画額(認証ベース)は、別表のとおり、前年度繰越分10.6百万ドルを含めて74.0百万ドルと前年度の計画額71.2百万ドルを若干上回った。支払ベースでも56百万ドル程度と前年度(約53百万ドル)を上回る見込みである。これは、韓国側の強い要請に応じて、かんばい事業用資本財ならびに資材を増額したことを主因とするものである。同国は、一昨年、昨年と2年連続のかんばつによって大きな被害を受け、農業投資の増加を急務としているおりから、本年度の請求権資金の実施計画にとくに大きな期待を寄せている。

共産圏諸国

◆本年度日中覚書き貿易取決めの調印

2月半ばから北京で行なわれていた本年度日中覚書き貿易交渉は、4月4日に妥結し、貿易取決めおよび会談コミュニケが調印された。

今回の貿易取決めの特徴は、①発足当初は5年間(1963～67年度)の取決めが締結されたが、昨年度に引き続き1年間の取決めにとどまつたこと、②取決め額が往復7千万ドル程度と昨年度(1億1千万ドル)の規模をさらに大幅に下回つたこと、などである。これは基本的には、会談コミュニケにおいても台湾との平和条約および日米安保条約を激しく非難するなど、中共の対日姿勢が一段と硬化したことによるものであるが、このほか、わが国側で昨年度まで輸入の大宗を占めた中共米の買付けが皆無となり、これに代わるべき食肉の輸入も口蹄疫問題から不調に終わったことなどが大きく響いている。